

# 防災気象情報の改善について (市町村防災担当者向け)

---

令和8年 4月  
水管理・国土保全局  
気象庁

更新日	更新内容
令和8年4月30日	・市町村防災担当者向けに詳細資料を作成

- **警戒レベル**は、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、**避難情報等を5段階に整理**したものです。（例：警戒レベル4 = 避難指示、警戒レベル3 = 高齢者等避難）
- **防災気象情報**は、**避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」**という位置づけですが、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があります。

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）				
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
			指定河川洪水予報（河川毎）	洪水害（市町村毎）	大雨浸水害（市町村毎）			
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

**防災気象情報と警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があり、「防災気象情報に関する検討会」において2年半かけて検討。その最終とりまとめ（令和6年6月）に沿って防災気象情報を改善。**

- 住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理。  
(平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、令和元年出水期から運用開始。)
- その後、令和3年の災害対策基本法改正により、警戒レベル4にあたる避難勧告と避難指示が避難指示に一本化。

## 令和3年5月20日から

ひなんしじ  
**避難指示で必ず避難**

ひなんかんこく  
**避難勧告は廃止です**

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

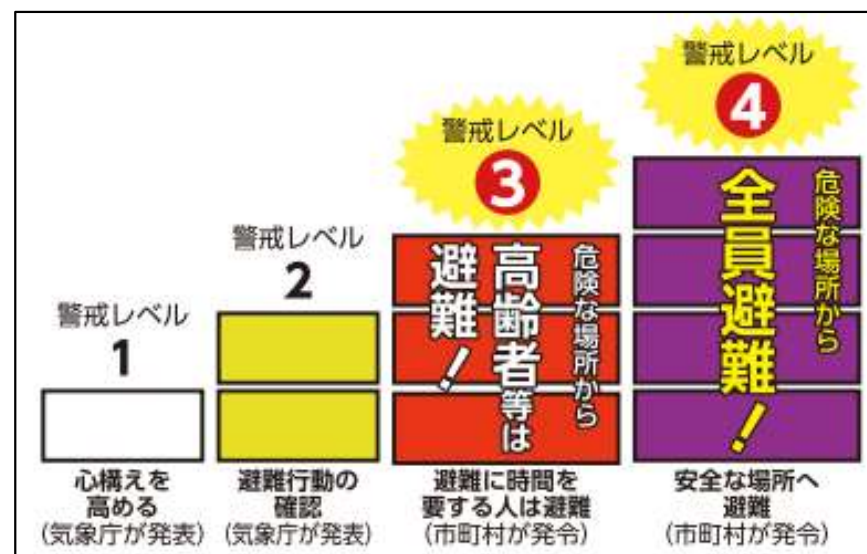
※1 市町村が災害の状況を把握に把握できない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで見守られることとなります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて階段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません!**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から**避難**しましょう。

**内閣府(防災担当)・消防庁**



**⚠ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。**

「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」(内閣府(防災担当))より

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報等）
- レベル5相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。**

## 水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

	河川氾濫			大雨※4	土砂災害	高潮	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道	低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	急傾斜地の がけ崩れや土石流	海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	
	河川ごと			市町村ごと			
<b>警戒レベル 5相当</b>	※1、2 レベル5 氾濫特別警報	※2 レベル5 氾濫発生情報	※2 レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	※1、2、5 レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞							
<b>警戒レベル 4相当</b>	レベル4 氾濫危険警報	※3 レベル4 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
<b>警戒レベル 3相当</b>	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
<b>警戒レベル 2</b>	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
<b>警戒レベル 1</b>	早期注意情報						災害への心構えを高める

- ※1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。
- ※2 レベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。
- ※3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意）。
- ※4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。
- ※5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

## <現在の河川氾濫等に関する情報>

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む洪水警報等	
河川数	約400河川	約1,800河川	—	—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	流域雨量指数・表面雨量指数（解析・予測）	表面雨量指数（流域雨量指数）（解析・予測）
情報名称	5	氾濫発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）
	4	氾濫危険情報	氾濫危険情報	
	3	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	大雨警報（浸水害） 大雨注意報
	2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	※警戒レベル相当情報としての位置づけなし
	1	早期注意情報		早期注意情報

- 河川ごとの情報（水防活動用の情報）と市町村ごとの情報（一般向けの警報等）がある。
- 気象台の発表情報に、警戒レベル4相当や5相当の情報がないものがある。
- 大雨警報・注意報は、警戒レベル相当情報としての位置づけがない。

- 令和8年5月下旬から、河川の氾濫に関する情報は、警戒レベルとの関係から以下のようになります。
- 例えば、市町村長が避難指示発令を判断する警戒レベル4相当の情報は、
  - <洪水予報河川> レベル4氾濫危険警報<sup>①</sup>等の相当情報を参照（氾濫危険情報等から名称変更）
  - <水位周知河川> レベル4氾濫危険情報<sup>②</sup>等の相当情報を参照（レベル表記を追加）
- ※河川の情報が入手できない場合などにレベル4大雨危険警報<sup>③</sup>を参照
- <その他河川(上記以外)> レベル4大雨危険警報<sup>③</sup>等を参照（洪水警報が大雨警報へ統合）
- 氾濫通報に基づくレベル5氾濫発生情報<sup>④</sup>は、洪水予報河川に加え、水位周知河川、その他河川のあらかじめ定められた河川でのみ運用されます。このうち、洪水予報河川は、レベル5氾濫特別警報と一体的に発表されます。

## 河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報	
分類	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川		
河川数	約400河川	約1,800河川	約18,000河川	—	
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	河川事務所または都道府県	気象台	
発表単位	河川ごと	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	
対象とする主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫	
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	確認情報等	表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）	
情報名称	5	レベル5 氾濫発生情報 <sup>④</sup> /レベル5 氾濫特別警報	レベル5 氾濫発生情報 <sup>④</sup>	レベル5 氾濫発生情報 <sup>④</sup>	レベル5 大雨特別警報
	4	レベル4 氾濫危険警報 <sup>①</sup>	レベル4 氾濫危険情報 <sup>②</sup>		レベル4 大雨危険警報 <sup>③</sup>
	3	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	市町村ごとの大雨警報 を参考に判断	レベル3 大雨警報
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報		レベル2 大雨注意報
	1	早期注意情報			早期注意情報

## <現在の高潮に関する情報>

発表者		都道府県	気象台
発表指標		潮位（実況）	潮位（実況・予測）
情報名称	5	高潮氾濫発生情報	
	4		高潮特別警報 高潮警報
	3		警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
	2		高潮注意報
	1		早期注意情報

- 特別警報と警報が同じ警戒レベル4相当
- 高潮注意報が警戒レベル2と警戒レベル3相当に分かれる
- 都道府県と気象台が発表する情報が混在
- 高潮による浸水は、沿岸に打ち寄せる波によっても生じるが、この効果が考慮されていない

- **高潮特別警報は発表基準を変更して警戒レベル5相当情報として運用**（これまでの台風を要因とする高潮特別警報の運用はなくなり、レベル5相当の基準を新たに設定して運用）
- **警戒レベル毎に情報体系を整理**し、避難行動との関係を明確化。レベル4相当、レベル3相当、レベル2の情報、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表する運用に変更。
- 高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が新たに指定した海岸（高潮予報海岸）では、国土交通省・都道府県・気象台が共同発表する情報とし、**波の打上げの効果も加味した情報に高度化**する。

情報名称や特別警報の発表基準など、大きく変わります

警戒レベル毎に情報を整理し、避難行動との関係を明確化

## (警戒レベル毎の情報に！)

- レベル 5 高潮特別警報を市町村による緊急安全確保発令、レベル 4 高潮危険警報を避難指示発令、レベル 3 高潮警報を高齢者等避難発令のトリガー情報として活用して頂くことを想定して情報を設計。

## (発表基準等の見直し)

- 現在の高潮特別警報の台風等を要因としている発表指標は見直して、レベル 5 高潮特別警報として潮位等の基準を新たに設定して運用。
- レベル 4 高潮危険警報の基準は、その基準を超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定。
- レベル 4 高潮危険警報、レベル 3 高潮警報、レベル 2 高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表。

(注) 現在は高潮注意報で行っている低地での軽微な浸水被害に対する注意喚起は、新たな情報体系では扱わず、今後は高い潮位、大潮等に関する「気象解説情報」で対応

## (高潮予報海岸の導入)

- 高潮予報海岸では、従来の潮位予測に基づく発表に加えて波の打上げ高の効果を加味した水位予測に基づく発表も開始（波の効果も加味することで高潮浸水被害に対し、よりの確な情報発表が可能に）。高潮予報海岸以外では、潮位予測に基づき気象庁が発表。

情報名称	発表タイミング	住民がとるべき行動
<b>レベル 5 高潮特別警報</b>	浸水がすでに発生 or 切迫	ただちに安全確保の行動を
<b>レベル 4 高潮危険警報</b>	浸水被害のおそれがある状況となる 約 6 時間前までに発表	浸水想定区域など、高潮による浸水被害のおそれのある場所にいる者は全員安全な場所に避難
<b>レベル 3 高潮警報</b>	浸水被害のおそれがある状況となる 約 12 時間前までに発表	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
<b>レベル 2 高潮注意報</b>	浸水被害のおそれがある状況となる 約 18 時間前までに発表	避難行動を確認（避難場所やルート、時期など）
<b>早期注意情報</b>	5 日先までにレベル 4 相当の現象が予想される場合に「高」「中」の 2 段階で発表	災害への心構えを高める

**【情報名称等】**これまでレベル4相当情報は、警報等とは別系統で、情報名称も「土砂災害警戒情報」となっていますが、  
 今後は、「レベル4土砂災害危険警報」として発表されます※。

※「レベル4土砂災害危険警報」に呼称は変わりますが、土砂災害防止法第27条に基づく避難に資する情報という、土砂災害警戒情報としての性質を有することは変わりません。

## <現状>

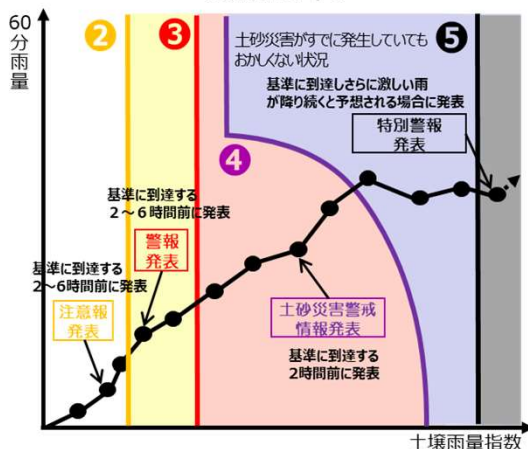
発表指標		60分雨量 (解析・予測) 土壌雨量指数 (解析・予測)	土壌雨量指数 (解析・予測)
情報名称	5		大雨特別警報 (土砂災害)
	4	土砂災害警戒情報	
	3		大雨警報 (土砂災害)
	2		大雨注意報
	1		早期注意情報

## <改善後>

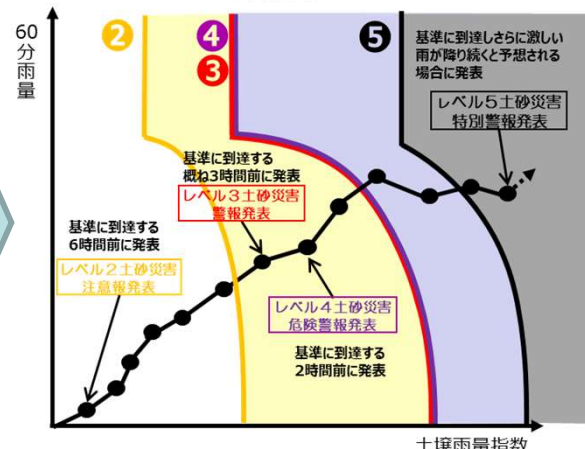
発表指標		60分雨量 (解析・予測) 土壌雨量指数 (解析・予測)
情報名称	5	レベル5土砂災害特別警報
	4	レベル4土砂災害危険警報
	3	レベル3土砂災害警報
	2	レベル2土砂災害注意報
	1	早期注意情報

**【発表基準】**発表指標を、土砂災害警戒情報で用いている指標（土壌雨量指数と60分雨量の2要素）に統一します。

### <現行基準>



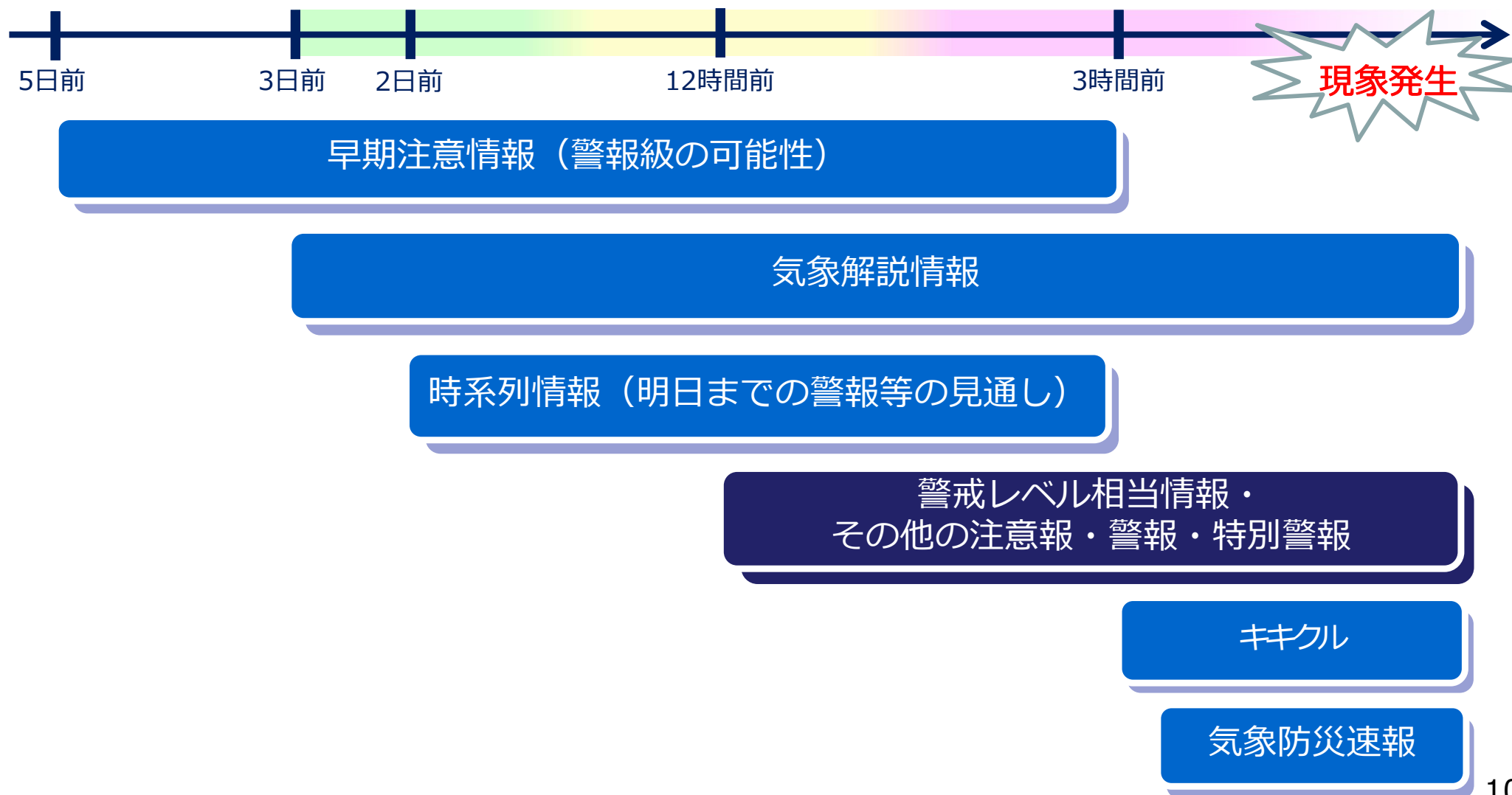
### <改善イメージ>



※図中の黒丸は、60分雨量と土壌雨量指数を1時間毎にプロットしたもの。

- 警戒レベル5相当情報については、土砂災害の発生確度がより高い状況を示す情報として発表基準を設定します。
  - 警戒レベル4相当情報については、発表基準の設定方法は従来と同様です。今後も基準値の検証を継続的に実施し、適宜改善を図ります。
  - 警戒レベル3相当情報については、警戒レベル4相当情報の基準（レベル4基準）に到達すると予想される時刻からのリードタイムを3時間※確保して発表します。
  - 警戒レベル2情報は、雨による土砂災害への注意を広く呼び掛ける情報として、発表頻度やレベル4基準に到達するまでのリードタイムを考慮しつつ、災害捕捉率や発表頻度が現行の注意報と同等となるように発表基準を設定します。
- ※4～6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

- 警戒レベル相当情報とあわせて、**段階的に発表される様々な防災気象情報を防災対応の判断に活用**することが重要です。
  - 早期注意情報や時系列情報等は、心構えを高め、事前の体制確保の検討に活用。
  - キキクルや気象防災速報は、避難の判断や後押しに活用してください。



- 早期注意情報（警戒レベル1）は、**5日先までの警報級の現象の可能性**を公表
- 時系列情報は、警報・注意報に先立って、**翌日までの気象状況の見通し**を、毎日4回発表

## 早期注意情報（警報級の可能性）

	1日	2日				3日		4日	5日	6日
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24			
大雨	-	[中]	[高]	[中]	-	-	-	-	-	-
土砂災害	-	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	-	-	-	-

明後日までを対象とした情報について、現行では大雨に含まれる土砂災害の警報級の可能性を切り分けて発表するとともに、現行よりも情報の時間幅を細分化。

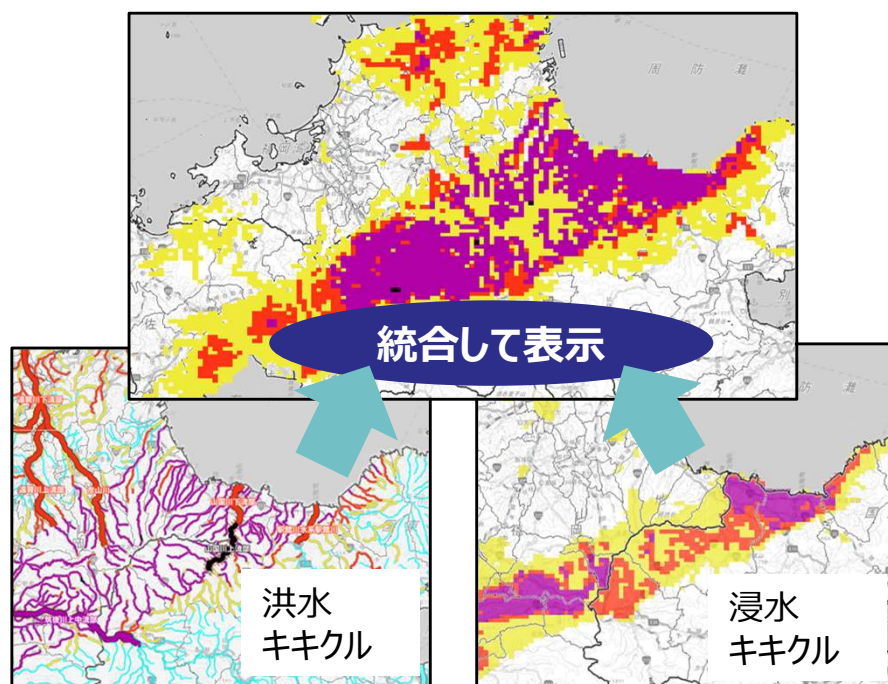
## 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

北海道地方	17日		18日								19日	備考・関連する現象
	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24		
1時間最大雨量 (mm)	100	100	50	50	30	30	10	10	10	10		
2.4時間最大雨量 (mm)	100		100									
大雨	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
土砂災害	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
暴風 (m/s)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
6時間最大降雪量 (cm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2.4時間最大降雪量 (cm)	0		0									
大雪	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
波浪 (m)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
高潮 潮位 (m)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
雷												
融雪												
濃霧												
着氷												
着雪												
乾燥 最小湿度 (%)	35		35								35	
なだれ												
低温												
霜												

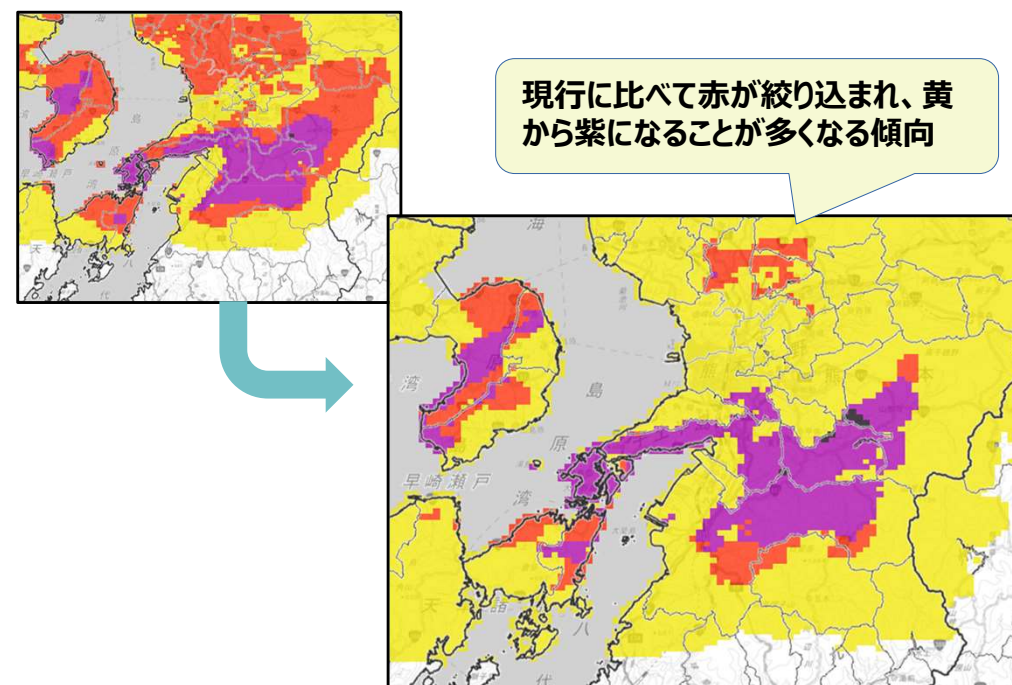
■ 災害切迫	特別警報基準を超えると予想される時間帯
■ 危険	危険警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯)
■ 警戒	警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯)
■ 注意	注意報基準を超えると予想される時間帯 (高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯)

- 大雨や土砂災害に関する情報が発表された際、**危険度が高まっている地域を確認**するにはキキクルを活用してください。
- 「**大雨キキクル**」は、**大河川以外の河川の氾濫と浸水の危険度を重ねて表示**するもので、大雨に関する情報に対応しています。
- 「**土砂キキクル**」は、土砂災害の危険度を表示するものです。表示方法は従来と変わりませんが、以下の特性の変化に留意が必要です。
  - 現行に比べ、警戒（赤色）の判定が狭く、**注意（黄色）から危険（紫色）のケースが多くなります**。
  - 4～6時間先に警戒レベル4相当の基準に達すると予想してレベル3土砂災害警報を発表した場合には、**警戒（赤色）の判定が出ていないことがあります**。

## 大雨キキクル（イメージ）



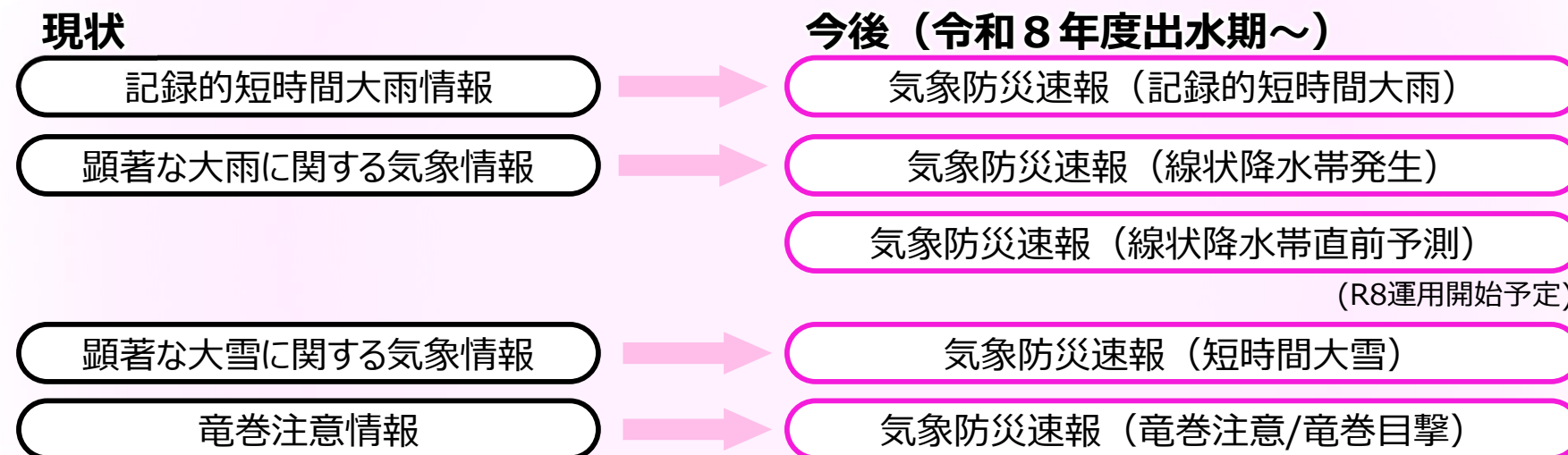
## 土砂キキクルの特性変化（イメージ）



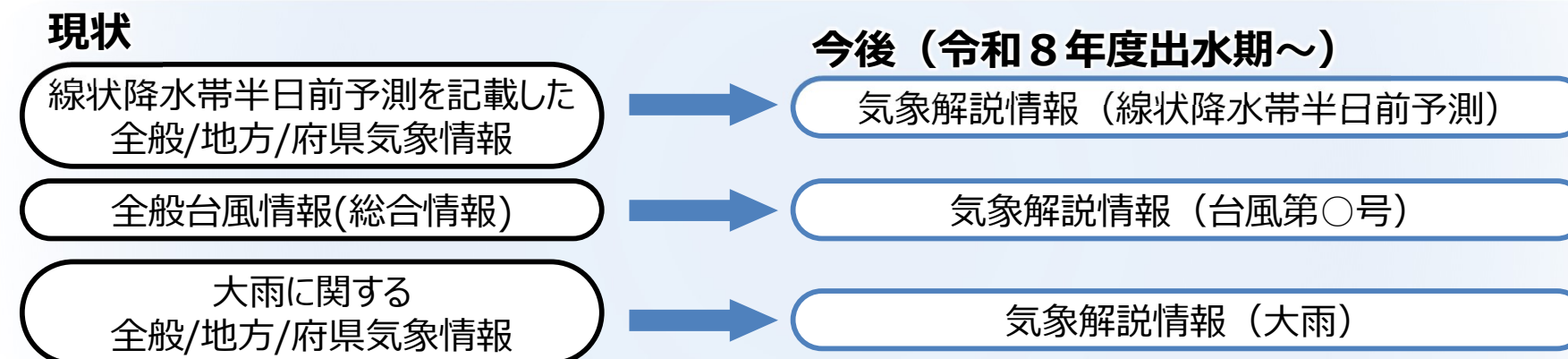
気象庁HPでは現行の洪水キキクルと浸水キキクルも切り替えて閲覧可能

- 警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など**顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を公表します。**
- 現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として、「気象解説情報」も適宜に発表します。

## 気象防災速報 …… 極端な現象を速報的に伝える情報 (府県単位でのみ発表)



## 気象解説情報 …… 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報 (全国・地方・府県単位で発表)



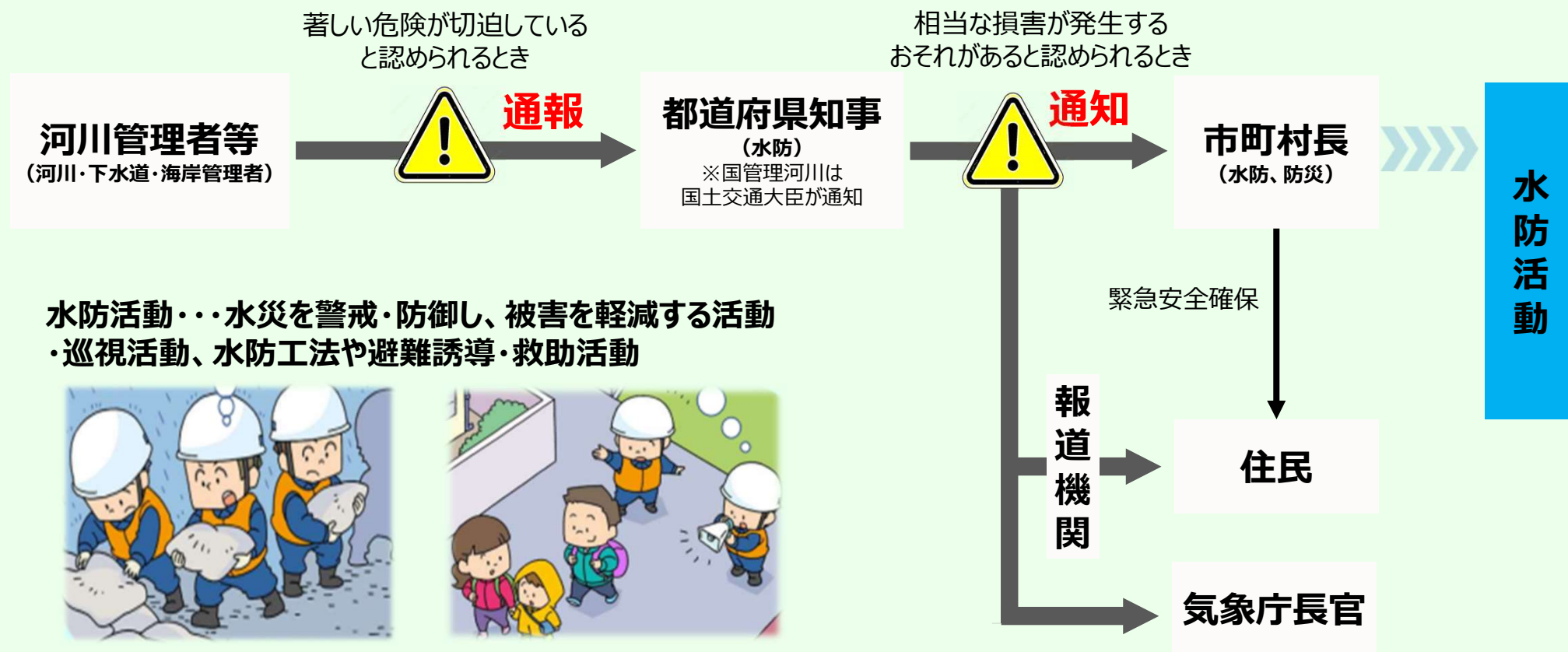
# 参考資料

---

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

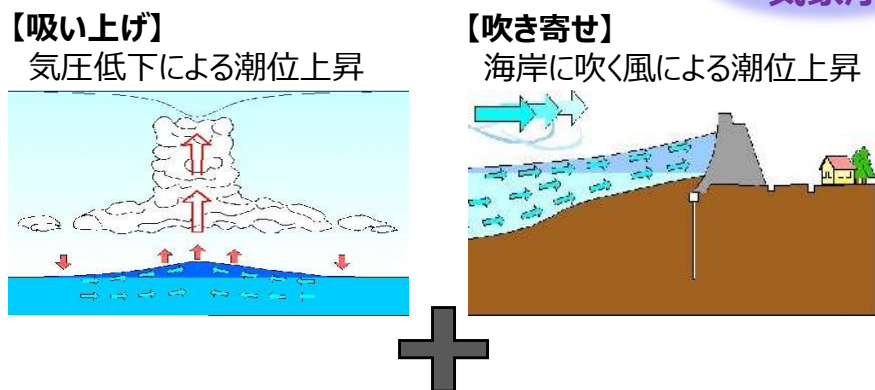
※通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。

## 新たな通報制度の概要



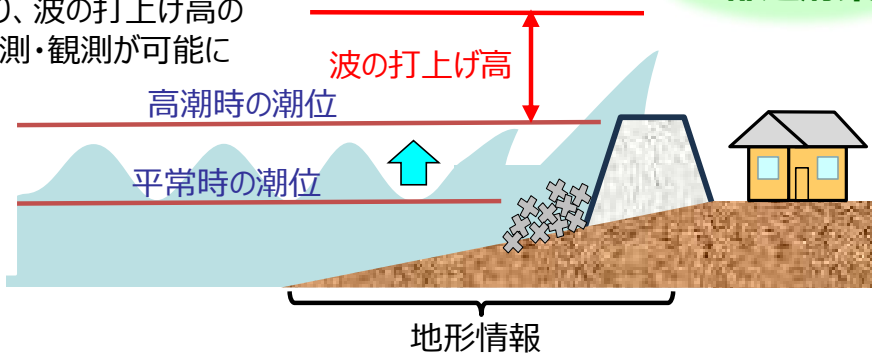
- 現在の高潮の予報・警報は、気象庁が「**吸い上げ**」及び「**吹き寄せ**」の要素を基に実施しているが、海岸地形や施設を考慮した「**波の打上げ高**」を反映することで、より精緻な高潮予報が可能。
- 国土交通省において都道府県と協力し、**波の打上げ高を予測・観測できるシステムを構築**（令和8年から本格運用を予定）。
- **気象庁**の潮位予測、**国土交通省**の波の打上げ高予測、**都道府県**の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が指定する海岸について、**三者で共同して予報・警報を実施**。

## ■ 現在の高潮予報・警報

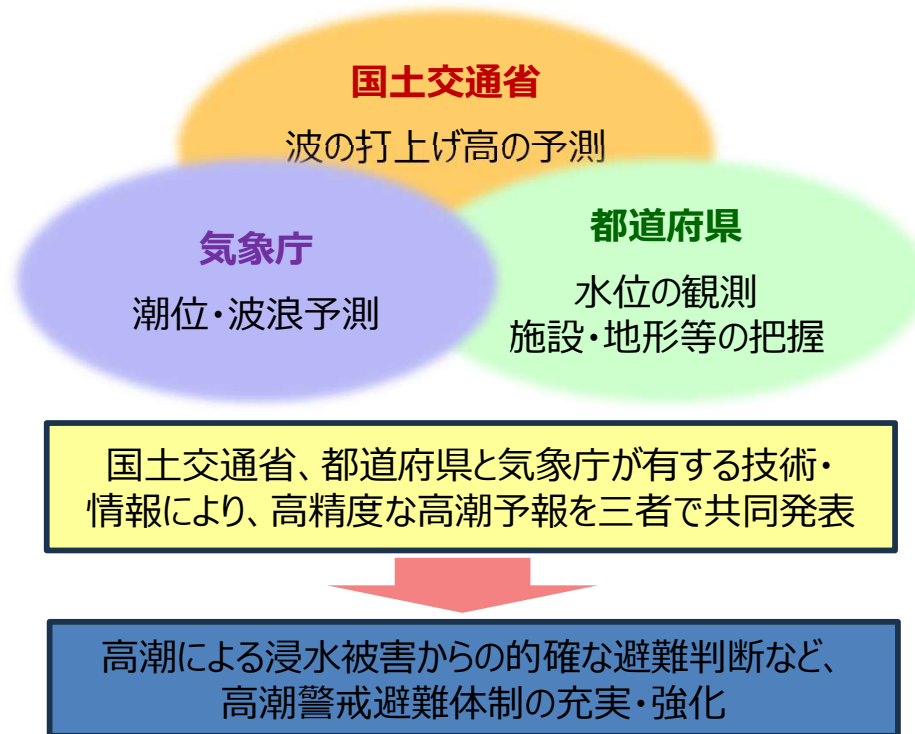


## ■ 波の打上げ高を予報・警報に反映

- 波の打上げ高予測モデルや観測技術の開発により、波の打上げ高の予測・観測が可能に



## ■ 三者による共同予報・警報の創設



※高潮予報海岸では、従来の潮位のみを考慮した潮位基準と新たに波の打上げ高を考慮した水位基準を加えた2つの発表基準を設定して高潮予報を発表。

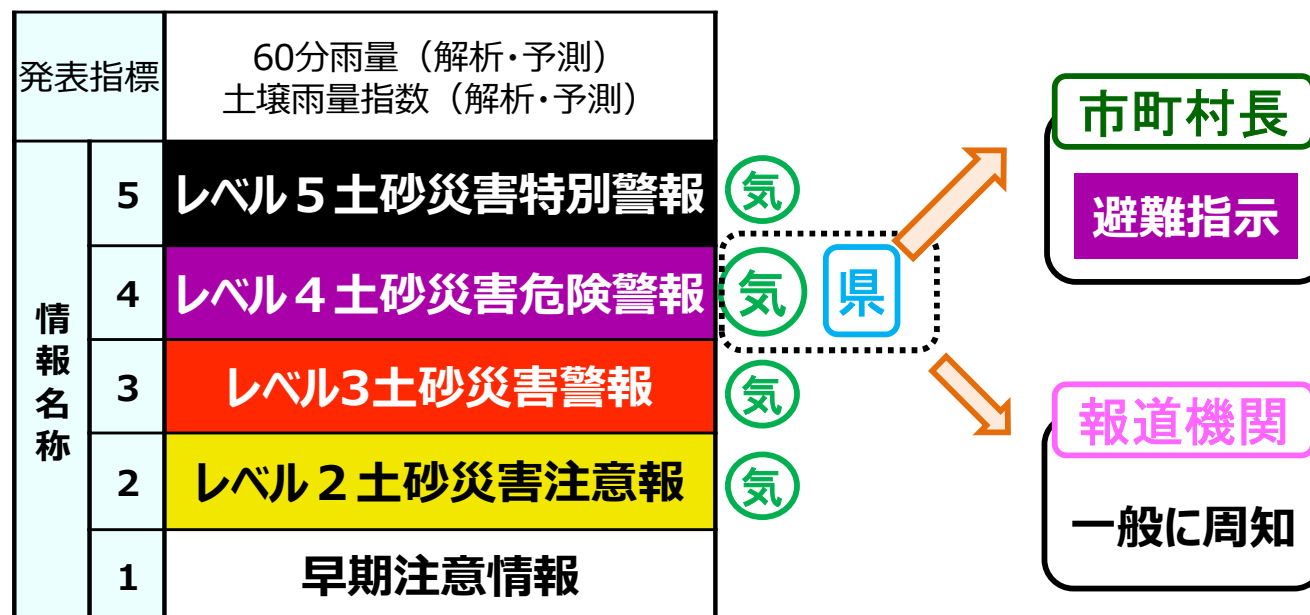
令和8年度出水期からの新たな高潮予報の運用イメージは下表のとおり。波によるうちあげ高を考慮した高潮情報の発表は、高潮予報海岸として指定された海岸で実施する。高潮予報海岸以外では、潮位基準のみで情報を運用（右列）。

現在	令和8年度出水期～	
	高潮予報海岸 (発表主体：国交省・都道府県・気象台)	高潮予報海岸以外 (発表主体：気象台)
高潮氾濫発生情報 (都道府県発表)	<b>レベル5 高潮特別警報</b> 潮位と水位のレベル5基準を設定して運用  破堤、背後地の浸水を実際に確認した場合に発表 潮位と水位の実況値または直近予測のいずれかが基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想される場合に発表  注：都道府県によるレベル5高潮氾濫発生情報と一体的に運用。	令和7年度中に気象台にて設定 高潮予報海岸以外 (発表主体：気象台) 潮位のレベル5基準を設定して運用  実況値または直近の潮位予測が基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想される場合に発表
高潮特別警報・警報 (気象台発表)	<b>レベル4 高潮危険警報</b> 潮位はレベル4基準を設定して運用 水位はレベル5基準と同一  避難に要する時間等を考慮し、浸水被害のおそれがある状況（浸水がすでに発生or切迫）となる約6時間前までに発表	潮位のレベル4基準を設定して運用  避難に要する時間等を考慮し、浸水被害のおそれがある状況（浸水がすでに発生or切迫）となる約6時間前までに発表
警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 (気象台発表)	<b>レベル3 高潮警報</b> 浸水被害のおそれがある状況（浸水がすでに発生or切迫）となる約12時間前までに発表	浸水被害のおそれがある状況（浸水がすでに発生or切迫）となる約12時間前までに発表
高潮注意報 (気象台発表)	<b>レベル2 高潮注意報</b> 浸水被害のおそれがある状況（浸水がすでに発生or切迫）となる約18時間前までに発表	浸水被害のおそれがある状況（浸水がすでに発生or切迫）となる約18時間前までに発表
	<b>潮位予測 +うちあげ高(水位)予測</b>	<b>潮位予測のみ</b>

(注) 現在は高潮注意報で行っている低地での軽微な浸水被害に対する注意喚起は、新たな情報体系では扱わず、今後は高い潮位、大潮等に関する「気象解説情報」で対応  
 また、毎日4回更提供する時系列情報(明日までの警報等の見通し)により、翌日までの3時間毎の潮位の量的な予想も把握可能

- 警戒レベル4相当は、現在の土砂災害警戒情報から**レベル4 土砂災害危険警報**に呼称が変更される※が、**情報の伝達の流れは変わらない。**

※土砂災害防止法第27条に基づく避難に資する情報であることは変わらない



県 都道府県知事   
 (気) 気象庁長官

# レベル3 土砂災害警報の運用の変更について

- レベル3 土砂災害警報は、3時間先※にレベル4 土砂災害危険警報の基準に達すると予想される場合に発表します。
- レベル4 土砂災害危険警報の発表に至らないレベル3 土砂災害警報の発表は、現行のレベル3 相当情報である大雨警報（土砂災害）に比べて、大幅に減ります。
- 一方で、レベル3 土砂災害警報発表からレベル4 土砂災害危険警報発表までの時間が短くなる事例や、レベル3 土砂災害警報を経ずにレベル4 土砂災害危険警報を発表する事例が増えることが見込まれます。また、**キキクル**は赤色の出現頻度が減ります。
- このような情報になることに留意いただき、時系列情報や早期注意情報などをあわせて確認し、状況を把握いただくことが有効です。

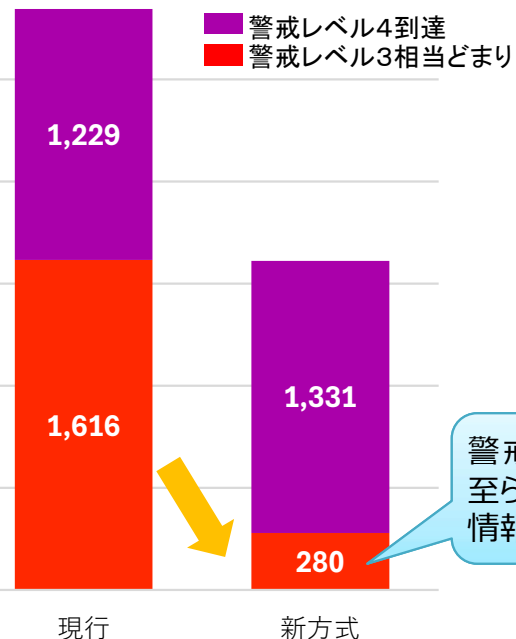
※4～6時間先にレベル4 基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

発表回数

(回)

3,000  
2,500  
2,000  
1,500  
1,000  
500  
0

発表回数

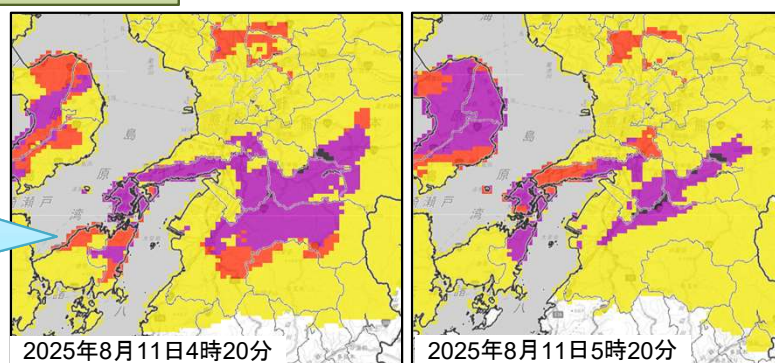


赤色の出現頻度が減る可能性あり（降水短時間予報等で予報が難しい場合）

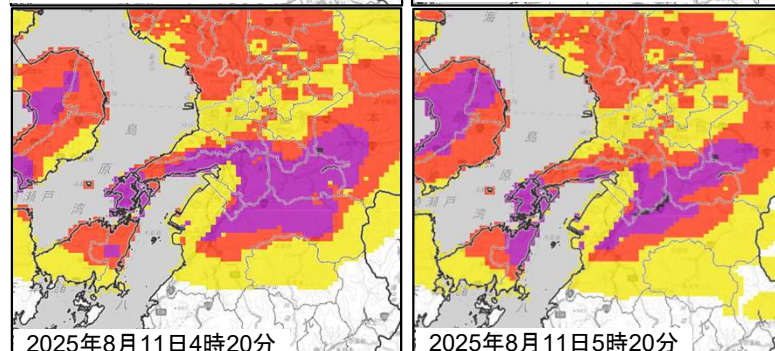
警戒レベル4相当に至らないレベル3相当情報が大幅減

土砂キキクル（表示例）

新運用



現行



危険度の判定方法 (新運用)	基準
黒色	実況でレベル5 土砂災害特別警報基準到達
紫色	2時間先までにレベル4 土砂災害危険警報基準到達
赤色	3時間先にレベル4 土砂災害危険警報基準到達
黄色	6時間先までにレベル2 土砂災害注意報基準到達
白色	6時間先までレベル2 土砂災害注意報基準未達

土砂災害に関する警戒レベル3相当及び4相当情報の発表回数の比較（令和5年6～9月のデータに基づく）

新方式の警戒レベル3相当情報の発表回数は、レベル4相当情報の基準（CL）に3時間先に到達すると見込まれる場合として算出。